

改正MLC条約の概要

A2.1基準 船員の雇用契約

7. 加盟国は、契約の満了の日を経過している又は各当事者が契約を中断又は終了の通知を行ったかどうかに関わらず、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束されている間は、船員の雇用契約が継続すべきであることを要求する。

(新設)

A2.2基準 賃金

4. 船員がその家族に収入を送金することができることを確保するための措置は、次のものを含む。
- (a) 船員が希望する場合には、当該船員が雇用される時又は当該船員の雇用期間中に、銀行口座振替又は類似の手段により当該船員の収入の一定の割合をその家族への定期的な送金に割り当てることができるようにする制度
 - (b) 船員の指定した者に対し割当額を所定の時期に直接送金するよう要求すること。

7. 船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束された場合、4に規定される割当額の送金を含め、船員の雇用契約、関連団体交渉の合意又は適用できる国内法令に基づく、賃金及び他の権利は、拘束期間中及び船員が解放され、A2.5.1基準に従って適切に送還されるまで、又は拘束期間中に船員が死亡した場合は、適用できる国内法令又は規則に従い定められた死亡日まで、支払いが継続されるべきである。

(新設)

A2.5基準 送還

1. 加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員が次の場合に送還される権利を有することを確保する。
- (a) 当該船員が国外にいる間にその雇用関係が終了した場合
 - (b) 当該船員の雇用関係が次の者によって終了された場合
 - (i) 船舶所有者
 - (ii) 正当な理由のある船員
 - (c) 当該船員がもはや雇用契約に基づく職務を遂行することができない場合又は特定の状況において当該船員による職務の遂行を期待することができない場合

※仮訳のため、今後変更される可能性あり